

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年12月21日
【事業年度】	第30期（自 平成18年3月1日 至 平成19年2月28日）
【会社名】	コーナン商事株式会社
【英訳名】	KOHNAN SHOJI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 足田 耕造
【本店の所在の場所】	大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。）
【本店事務取扱場所】	大阪府堺市西区鳳東町6丁637番地1
【電話番号】	072（274）1621（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役執行役員 総合企画担当 （兼）IR広報室長 品川 良一
【最寄りの連絡場所】	大阪府堺市西区鳳東町6丁637番地1
【電話番号】	072（274）1668（ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	専務取締役執行役員 総合企画担当 （兼）IR広報室長 品川 良一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年5月25日付で提出いたしました第30期（自平成18年3月1日至平成19年2月28日）の有価証券報告書に、一部記載誤りがありましたので、これを訂正するため本訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

(2) 借入金金利の変動によるリスク

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 4【事業等のリスク】

(訂正前)

##### (2) 借入金金利の変動によるリスク

当社は設備投資資金を主に金融機関からの借入金により調達しており、借入金への依存度が高い水準にあります。不動産の流動化・証券化、リース等のスキームを活用し有利子負債の圧縮に努めると共に、間接調達では金融機関との間で設定しておりますコミットメントラインの活用等、調達の多様化と機動性・資金効率を確保し、金融コストの削減に取り組んでおりますが、将来の金利情勢の変動が業績に影響を与える可能性があります。

ゼロ金利政策が解除されたことを受けて、今後は緩やかながら金利水準が上昇することが見込まれます。そのため金利の変動が業績に与える影響はより大きくなるものと予想されます。

ゼロ金利政策が解除されたことを受けて、今後は緩やかながら金利水準が上昇することが見込まれます。そのため金利の変動が業績に与える影響はより大きくなるものと予想されます。

(訂正後)

##### (2) 借入金金利の変動によるリスク

当社は設備投資資金を主に金融機関からの借入金により調達しており、借入金への依存度が高い水準にあります。不動産の流動化・証券化、リース等のスキームを活用し有利子負債の圧縮に努めると共に、間接調達では金融機関との間で設定しておりますコミットメントラインの活用等、調達の多様化と機動性・資金効率を確保し、金融コストの削減に取り組んでおりますが、将来の金利情勢の変動が業績に影響を与える可能性があります。

ゼロ金利政策が解除されたことを受けて、今後は緩やかながら金利水準が上昇することが見込まれます。そのため金利の変動が業績に与える影響はより大きくなるものと予想されます。

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の継続的发展を図るため、意志決定の迅速化により機動力を発揮し、経営の健全性と透明性を維持することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、その実現のため経営組織体制や仕組みを整備し、必要な諸施策を実施しております。

(1)～(2)省略

(訂正後)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業の継続的发展を図るため、意志決定の迅速化により機動力を発揮し、経営の健全性と透明性を維持することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、その実現のため経営組織体制や仕組みを整備し、必要な諸施策を実施しております。

(1)～(2)省略

(3) 取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。また、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨および累積投票によらない旨定款に定めております。

(4) 自己の株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な資本政策を行うため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(5) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。